

監 第 7 号  
平成 26 年 5 月 16 日

請求人 様

京都市監査委員 大 西 均  
同 久 保 勝 信  
同 西 村 京 三  
同 海 沼 芳 晴

### 住民監査請求について（通知）

平成 26 年 4 月 2 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

### 記

- 1 本件請求は、京都市が A に対して行った岡崎公園の占有許可（以下「本件許可」という。）について、許可条件に違反して B ほか 2 法人（以下「本件 3 法人」という。）が使用しており、京都市長（以下「市長」という。）が本件許可を取り消すことができるにもかかわらず漫然とその使用を認めていることは、公有財産の管理を怠る事実であるとして、市長に対し、本件 3 法人の使用をやめさせること等を求めるものである。
- 2 請求人の主張の要旨は、次のとおりである。
  - (1) 本件許可については、許可の条件として、①許可物件の転貸、②使用者の地位の譲渡、③使用目的又は用途の変更の各行為が禁止されている。
  - (2) しかしながら、本件許可に係る物件（以下「本件許可物件」という。）は、本件 3 法人が事務所として使用している。
  - (3) 本件 3 法人の役員には、A の関係者は全く入っていないし、また、その目的には観光客の休養及び便益施設の運営は入っていない。
  - (4) 本件許可物件は、許可目的と異なる事務所に使用されており、明らかに使用目的又は用途の変更を禁止する許可条件に違反している。
  - (5) 市長は、許可条件に違反した占有許可については、許可を取り消すことができるにもかかわらず、漫然とその使用を認めているが、これは、公有財産の管理を怠る行為である。

- (6) よって、市長が、Aに対して、本件3法人による本件許可物件の使用をやめさせるとともに、これに従わない場合は、本件許可を取り消すよう、市長に対して勧告することを求める。
- 3 本件請求は、市長が本件許可を取り消すことができるにもかかわらず漫然と本件3法人の使用を認めていることをもって、住民監査請求の対象となる財産の管理を怠る事実とするものであると解される。
- 4 住民監査請求の対象となる財産の管理とは、財産自体の財産的・経済的価値に着目して、そのような価値の保持又は増加のために行われる行為をいい、それ以外の一般行政上の判断又は行為の結果としてそのような効果が生じる場合を含まない。
- 5 本件許可に係る市長の判断は、公園行政の見地からなされる都市公園法上の公園管理者としてのものであって、本件許可物件の財産的・経済的価値に着目し、その保持又は増加のために行われるものとは解されず、住民監査請求の対象となる財産の管理に該当するとは認められない。
- 6 よって、本件請求は、住民監査請求の対象となる財産の管理を怠る事実を対象とするものとは認められず、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。